

平成27年度 第1回 山県市総合教育会議次第

日 時 平成27年5月15日（金）
午後1時30分
場 所 山県市役所3階303会議室

1 市長あいさつ

2 総合教育会議の開催にあたって【資料1】

3 協議・調整事項

(1) 山県市総合教育会議運営要綱（案）について【資料2】

(2) 山県市の総合的な施策の大綱（案）について【資料3】

(3) 山県市いじめ防止基本方針（案）について【資料4】

4 山県市の教育について（意見交換）

5 その他

★地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の改正概要

1. 新「教育長」の任命等

①教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

※旧法は、地方公共団体の長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育委員会の委員の中から教育長を任命した。

※旧教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、「新教育長」は教育委員会の構成員であるが委員ではない。

②教育長の任期は3年とする。

※地方公共団体の長の任期（4年）よりも1年短くすることで、地方公共団体の長の任期中少なくとも1回は自ら教育長を任命できる。

2. 新「教育長」の職務及び服務

①教育長は教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する。

※旧法は、教育委員会の代表者は「委員長」であり、具体的な事務の執行責任及び事務局の指揮監督者は「教育長」である。

3. 教育委員会会議の透明化

①会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならない。

※ホームページ等を活用して公表することが求められた。

4. 総合教育会議の設置及び大綱の策定

①地方公共団体の長は、総合教育会議を設け、会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。

②地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の

大綱を策定する。

※教育基本法第17条

教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるよう努めなければならない。

③総合教育会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行う。

※総合教育会議における協議・調整事項の具体的な例

（1）教育条件の整備等重点的に講ずべき施策

- ・ 学校施設等の整備や学校の統廃合
- ・ 予算編成や執行権限など提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・ 幼児保育や福祉担当部局と連携した総合的な子育て支援のように市長と教育委員会との連携が必要な事項

（2）緊急の場合に講ずべき措置

- ・ いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合やいじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合
- ・ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- ・ 災害の発生により生命又は身体の被害は発生していないが、校舎等の倒壊など被害が生じており防災担当部局と連携をする場合など

★施行期日は平成27年4月1日より

★現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職できる。

山口市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、山口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（所掌事務）

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- （1） 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- （2） 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- （3） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。
- 4 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 5 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条のただし書により非公開とした部分を除き、山口市公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課にて処理する。ただし、会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(運営の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

大綱策定に向けて 《師を仰ぐ心》

山県市長 林 宏優

「師」とは、親・先生・先輩・地域の人々。
「子」は、人々の熱き思いに育まれていることに感謝し、
「教育」は、それらの人々を尊ぶ心を養う。

山県市教育振興基本計画（後期）

＜基本理念＞

ほほえみ・感動・うらおいのある生涯学習のまちづくり～

資料 3

基本方向1

生涯学習の基礎を培い、特色ある学校づくりを推進する。
～ 『分かる授業・心にひびく教育』 ～

基本方向2

豊かな心と健やかな体を育む生涯学習・文化芸術活動を推進する。
～ 『一人1学習・1活動』 ～

6つの重点目標

【重点目標1】

学ぶ意味や喜びを味わえる
学習づくり

■主要施策1

学習指導方法の工夫改善の推進
～教職員の授業力を高め、児童生徒に確かな学力を育てます～
(1) 『分かる授業・心にひびく教育』推進事業
(2) 個別指導及び問題解決学習等授業改善事業
(3) 学校管理訪問事業
(4) 教職員の各種人事交流による学校活性化事業

■主要施策2

ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実
～ふるさと山県こ一体感や愛情・誇りがもてる児童生徒を育てます～
(1) 学校提案型教育活動推進事業
(2) ふるさと大好き、わくわく体験事業
(3) 地域とともにある学校の推進事業
(4) 学校コラボレーター事業

■主要施策3

学校間連携事業の充実
～全ての学校が参加し、体を鍛え、豊かな心をはぐくみます～
(1) 体力づくり・スポーツ振興事業
(2) 芸術・文化教育推進事業

■主要施策4

教育センター機能の充実と改革
～各種事業推進のためのセンター機能を強化、効率化を図ります～
(1) 力のある教師や支援員等を育てる教職員研修推進事業
(2) 教育センター機能充実事業
(3) 教育相談機能の充実事業（適応指導教室コスモス）

【重点目標2】

児童生徒のよさを生み出す
環境づくり

■主要施策5

学校整備の推進
～だれもが安心して、だれにも快適な環境としての学校を創ります～
(1) 非構造部材の耐震対策事業
(2) 学校木質化推進事業
(3) 学校施設の防災機能強化事業

■主要施策6

学校適正規模化の推進
～地域の実情や動向をみつめ学校の適正規模化を推進します～
(1) 方針に基づいた統合推進事業

■主要施策7

快適な学習環境整備の推進
～全ての人に優しく、居心地のよい学習環境を整備します～
(1) 冷暖房設備整備事業
(2) トイレ美化推進事業
(3) バリアフリー化推進事業

■主要施策8

読書活動の充実と情報教育の推進
～全ての児童生徒が読書に親しみ、快適に情報機器を活用できるようにします～
(1) 「学習・情報センター機能をもつ図書館経営」推進事業
(2) 学習用 ICT 整備・活用事業

【重点目標3】

信頼に満ちた安心・安全な
学校づくり

■主要施策9

学校保健の充実と食育の推進
～健康な心身を育む学校保健・食育の充実をめめます～
(1) 学校保健「心と体の健康」（歯と口腔の健康づくり）推進事業
(2) 地産地消と食育推進事業
(3) 調理場整備推進事業

■主要施策10

学校サポート体制の充実
～全ての児童生徒が等しく安全に学べる教育環境を創ります～
(1) 学校支援員等配置事業
(2) 教育・生活相談員配置事業

■主要施策11

緊急事態への態勢強化を推進
～安心・安全な学校を目指し、危機管理・安全教育を充実します～
(1) あんしんネットによる登下校等安全対策事業
(2) 生徒指導連携強化事業
(3) いじめ防止対策推進事業

【重点目標4】

「学び」と「活用」の
サイクルの確立

■主要施策12

乳幼児期からの家庭教育の推進
～家族ぐるみの楽しい家庭教育の在り方を啓発します～
(1) 家族ぐるみの子育て実践事業
(2) 放課後子ども総合プラン推進事業

■主要施策13

青少年健全育成の推進
～地域と家庭・学校が一体となって青少年を育てる体制を整備します～
(1) 青少年健全育成事業
(2) 成人式開催事業

■主要施策14

新たな生涯学習人口の増加と地域づくりの推進
～だれもが自主的に学ぶ生涯学習のまちづくりのための環境を整備します～
(1) 生涯学習関係団体育成・支援事業
(2) 公民館活性化事業

■主要施策15

生涯スポーツの推進
～だれもが気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備します～
(1) 健康スポーツ推進事業
(2) 全国大会等出場応援事業
(3) 体育施設管理・建設事業
(4) 体育施設指定管理事業
(5) スポーツ関係団体育成・支援事業
(6) 総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業

【重点目標5】

「ゆとり」と「うらおい」を
実感できる文化芸術活動

■主要施策16

文化芸術活動基盤の充実と活動の推進
～施設を最大限に活用し、市民のニーズに合わせた活動を推進します～
(1) 文化の里花咲きホール活用推進事業
(2) 古田紹欽記念館活用推進事業

■主要施策17

市民の読書活動の推進
～子どもから大人まで、読書に親しむ環境を整備します～
(1) 図書館運営の拡充事業
(2) 読み聞かせ教室の開催事業

■主要施策18

文化財や伝統芸能等の継承推進
～市民のかけがえのない財産を学び、次世代に継承します～
(1) 文化財保存事業

■主要施策19

国際理解教育の推進
～多文化共生社会を目指し、国際感覚を磨きます～
(1) 青少年の海外派遣事業
(2) 国際交流員受入事業

【重点目標6】

人間尊重の精神にあふれた
人づくりの推進

■主要施策20

学校における人権教育の推進
～全教育活動を通し、人権尊重の精神がみなぎる学校をつくります～
(1) 学校人権教育推進事業

■主要施策21

あらゆる場、あらゆる機会での人権教育の推進
～学習機会を充実させ、人権学習を推進します～
(1) 社会人権教育推進事業



山県市いじめ防止基本方針

平成27年5月15日策定

山県市総合教育会議

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 <【いじめ防止対策推進法】H25.9.28 施行>

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識 ～「いじめは、人間として絶対に許されない」～

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「どの子も、いじめる側・いじめられる側になり得る」⇒「見ようとしなければ、見えない」

(3) 市・市教育委員会・学校の基本理念

- ・児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で児童生徒を守る。
- ・家庭・地域・学校・市・市教育委員会は、地域総ぐるみによるいじめ撲滅に努める。

2 いじめの未然防止のための学校での取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・「分かる授業」＝「学力」をつける教科指導を充実する。
- ・よさを認め合う学級経営・学校経営を推進し、児童生徒による自治的活動等を拡充する。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・心に響く豊かな体験活動・道徳教育～地域ぐるみで「ふるさと学習」を推進する。
- ・人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・児童生徒に自己決定の場を与え、仲間との協働の良さを適切に評価する。
- ・一人ひとりの良さを積極的に様々な場面で価値づけ、共感的な人間関係を育成する。
- ・「学習規律」の徹底を目指し、9年間継続した指導を行い、安定した学習環境を構築する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童会や生徒会、保護者や地域の方も交え、情報モラル等の研修をくり返し行う。
- ・児童会・生徒会、PTA組織や地域との連携により、自主的な規制を設ける。

3 いじめの早期発見・即時対応のための取組

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- 【例】・チェックシートや定期的なアンケート・県いじめ調査の実施等
- ・スクールカウンセラーや相談員の協力体制整備 等

(2) 教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう児童生徒の相談に当たる。
- ・学校内外の関係者による組織的な対応に努め、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・職員会や夏季休業中の現職研修を充実させる。
- ・対応マニュアルを見直し、必要に応じて改定し、実践的内容や事例研修を重点的に研修する。

(4) 保護者との連携 ～いじめの事実が確認された際～

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを深く受け止め、保護者の理解や協力を十分に得て、児童生徒の今後に向けて前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させる。

(5) 関係機関等との連携

- ・校長会や教頭会、生徒指導連携強化委員会、教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークづくりを積極的に行う。

4 「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ未然防止・対策委員会」等の設置

- ・各学校においては、法 13 条に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、平成 26 年 4 月 1 日より施行するとともに、保護者・地域等に周知する。
- ・法 22 条に基づき、「学校いじめ未然防止・対策委員会」等を設置する。

【例】＜各学校に「いじめ未然防止委員会」を常設する＞

校長・教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、SC 等
 ※各学校の実態や問題事例の初期段階に即刻対応できるよう常設委員会とする。

【例】＜いじめ発生時に「学校いじめ対策委員会」を特設する＞

「いじめ未然防止委員会」に、保護者代表、学校評議員、市教委、医師、弁護士等状況に応じて構成員を選定し速やかに設置する。

5 学校における いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画の作成

- ・基本方針の説明 ・職員研修会 ・学校評議員会 ・夏季休業中の特別研修
- ・毎月職員会で事例研修や情報交流 ・アンケート調査…県（年 3 回） その他各学校で随時
- ・「未然防止・対策委員会」の定期的開催や随時の開催 ・児童会や生徒会による防止啓発活動
- ・PTA 研修会 ・家庭教育学級 …など、各学校の創意で計画する。

6 いじめ問題発生時の連携体制 ～学校⇒市教委・市長部局⇒県教委 関係機関～

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応【組織対応】

～各学校常設の「学校いじめ未然防止・対策委員会」における初期対応～

〔重点・対応順序～市教育委員会への連絡は、できるだけ速やかに行う～〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知 ⇒ 管理職等への報告と対応方針の決定
- ② 事実関係の確実な把握（複数で組織的に、保護者の協力を得て、背景も十分聞き取る）
- ③ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ④ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑤ 保護者への報告と指導の協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑥ 関係機関との連携（市教委への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事案」「重大事案に発展する恐れのある事案」と判断した場合の対応

～〔市総合教育会議・市長部局・市教育委員会と学校の連携体制構築〕～

- 「重大事案」等とは…生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。等

- 「重大事案に発展する恐れのある事案」…重大事案に発展しないよう、ためらうことなく連携を要請し、助言を受けることや、会議に市担当者が同席するなどの措置をとる。

【対応手順】

- 学校 ⇒ 学校教育課担当へ「第一報」⇒ 市教委の指導の下、協力して事実関係を調査し、対策を協議する。
- ⇒ 必要に応じて、学校教育課は「市いじめ対策委員会」を設置する。
- <段階> ①生徒指導担当が、「学校いじめ対策委員会」等へ参加、助言する。
②学校教育課長が、「学校いじめ対策委員会」等へ参加、助言する。
③学校教育課主導で、該当校に「市教育委員会いじめ対策委員会」を設置する。
- * 学校教育課長を委員長とし、「学校いじめ対策委員会」に学校教育課担当・福祉課・SC・子ども相談センター学校医・警察等を必要に応じて加える。
 - * 状況に応じて、速やかに警察署に通報、援助を依頼する。また、県教育委員会の助言や担当者の派遣を要請する。
- ⇒ **【重大事案もしくは重大事案に発展する恐れのある場合】**
- * 教育長は市長に対し、総合教育会議の招集を要請し、副市長・「市教育委員会いじめ対策委員会」委員長（学校教育課長）・危機管理対策監等を必要に応じて加え、④「市いじめ問題対策会議」を設置し、対策を協議する。
 - * 必要に応じ調査機関⑤「市いじめ問題調査委員会」を設ける。